

○横手市建設工事前払金取扱要領

平成17年10月1日

訓令第52号

改正 平成20年1月30日訓令第1号

平成20年3月28日訓令第5号

平成20年12月25日訓令第24号

平成22年2月3日訓令第1号

平成26年4月1日訓令第6号

平成28年3月22日訓令第2号

令和6年10月1日訓令第12号

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）第54条の規定に定めるもののほか、建設工事に要する経費の前金払について必要な事項を定め、公共工事の適正かつ円滑な施工を図ることを目的とする。

(前金払の対象工事)

第2条 規則第54条第1項の前金払の対象とすることができる建設工事は、1件の契約金額が130万円を超え、かつ、工期が30日以上のものであるとする。

2 規則第54条第2項の規定により既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象とすることができる建設工事は、1件の契約金額が1,000万円以上かつ工期が150日以上のものであるとする。

(前金払等の対象者)

第3条 前条の前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）の対象とすることができる者は、前条に規定する市発注の公共工事の請負者で公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約を締結したもの（以下「請負者」という。）とする。

(前払金の端数等)

第4条 市長は、前払金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることができる。

2 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金を減額し、又は支払をしないことができる。

(前払金の使途範囲)

第5条 前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当

該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできないものとする。

（前金払の請求手続）

第6条 前金払を受けようとする請負者は、市が指定した請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。ただし、市長が工事が複数年度に渡る等特別の事情があると認めた場合は、請求時期を別に定めることができる。

（1） 規則第54条第3項に規定する保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書（以下「保証証書」という。）

（2） 工事前金払・中間前金払申請書

2 前金払を受けようとする請負者は、前項第1号の保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、及び市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする請負者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

（中間前金払の認定）

第7条 中間前金払を受けようとする請負者は、中間前金払認定請求書に次に掲げる書類を添えて、市長の認定を受けなければならない。

（1） 工事履行報告書

（2） 実施工程表

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の請求書を受けたときは、原則として7日以内に認定の可否を決定し、適当と認めたときは、中間前金払認定書により当該請負者に通知するものとする。

（中間前金払の請求手続）

第8条 前条第2項の認定書を受けた請負者は、市が指定した請求書に第6条各号に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の中間前金払の請求について準用する。

（中間前金払と部分払）

第9条 中間前金払を受けた建設工事は、部分払を受けることはできないものとする。ただし、継続費又は債務負担行為に係る契約であって次条の規定による特例に該当しない会計年度の分にあつては、部分払を受けることができる。

（継続費又は債務負担行為に係る契約における中間前金払の特例）

第10条 継続費又は債務負担行為に係る契約の中間前金払の要件は、各会計年度の出来高予定額、工事期間等によるものとする。当該契約に係る中間前金払の額についても同様とする。

（前払金の支払）

第11条 規則第2条に規定する契約事務担当課長は、前払金の請求があつた場合には、申請書

類の内容等を審査し、関係課に合議の上、決裁を受けなければならない。

- 2 市長は、前払金請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

(義務違反による前払金の返還)

第12条 市長は、請負者が次に掲げる事項に該当する場合は、その前払金の全部又は一部を指定する期日までに返還させることができる。

(1) 当該工事の契約義務を履行しないとき。

(2) 着工時期を過ぎても工事に着手しないため、前払金が適正に使用されないと認められるとき、又は請負者の責めにより明らかに工期が延長すると認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は、請負者が前項の規定により返還すべき日に、前払金の全部又は一部を返還しないときは、その未返還額につき、契約事項に定める期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(対象工事の工期の特例)

- 2 第2条中「工期は30日以上」とあるのは、当分の間、適用しない。

附 則(平成20年1月30日訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年1月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、平成20年1月30日以後に行う請負契約から適用し、同日前に行った請負契約については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の改正規定による改正後の横手市建設工事前払金取扱要領第2条の規定は、平成20年4月1日以後に行う請負契約から適用し、同日前に行った請負契約については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月25日訓令第24号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条の規定は、平成 21 年 1 月 1 日以後に行う請負契約から適用し、同日前に行った請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 2 月 3 日訓令第 1 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 22 年 2 月 3 日から施行する。

(工期の特例に係る経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に工事概要書を公表し、又は指名した案件については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 6 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の横手市建設工事前払金取扱要領の規定は、施行の日以後に公表する建設工事から適用し、同日前に公表した建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日訓令第 2 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の横手市建設工事前払金取扱要領第 6 条の規定は、施行の日以後に行う請負契約から適用し、同日前に行った請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日訓令第 12 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の横手市建設工事前払金取扱要領の規定は、施行の日以後に公表する公共工事から適用し、同日前に公表した公共工事については、なお従前の例による。